

## 認証スキームに基づく認証フロー

提示された認証スキームに基づきカーボン・オフセットの取組に対する認証を行う際のフローを示す。

ここでは最も一般的な形態として以下の2つを取り上げた。

- ・ 「I-1 商品使用・サービス利用オフセット」かつ「事前認証及び事後確認を行う場合」かつ「継続的に販売・流通している商品の場合」
- ・ 「I-2 会議・イベント開催オフセット」かつ「事後認証を行う場合」

なお、ここで示す認証フローは、平成 21 年度に気候変動対策認証センター（以下「認証センター」という）が実施する認証事業に適用されるものを想定しているが、平成 22 年度以降の運用においても概ね本フローに準じることが想定される。また、上記の2つの形態以外の場合においては、本フローと差異が生じうるが、本フローを基本として応用できると想定される。

# 1. 認証フロー

## (1) 商品使用・サービス利用オフセット

(事前認証及び事後確認を行う場合かつ継続的に販売・流通している商品の場合)

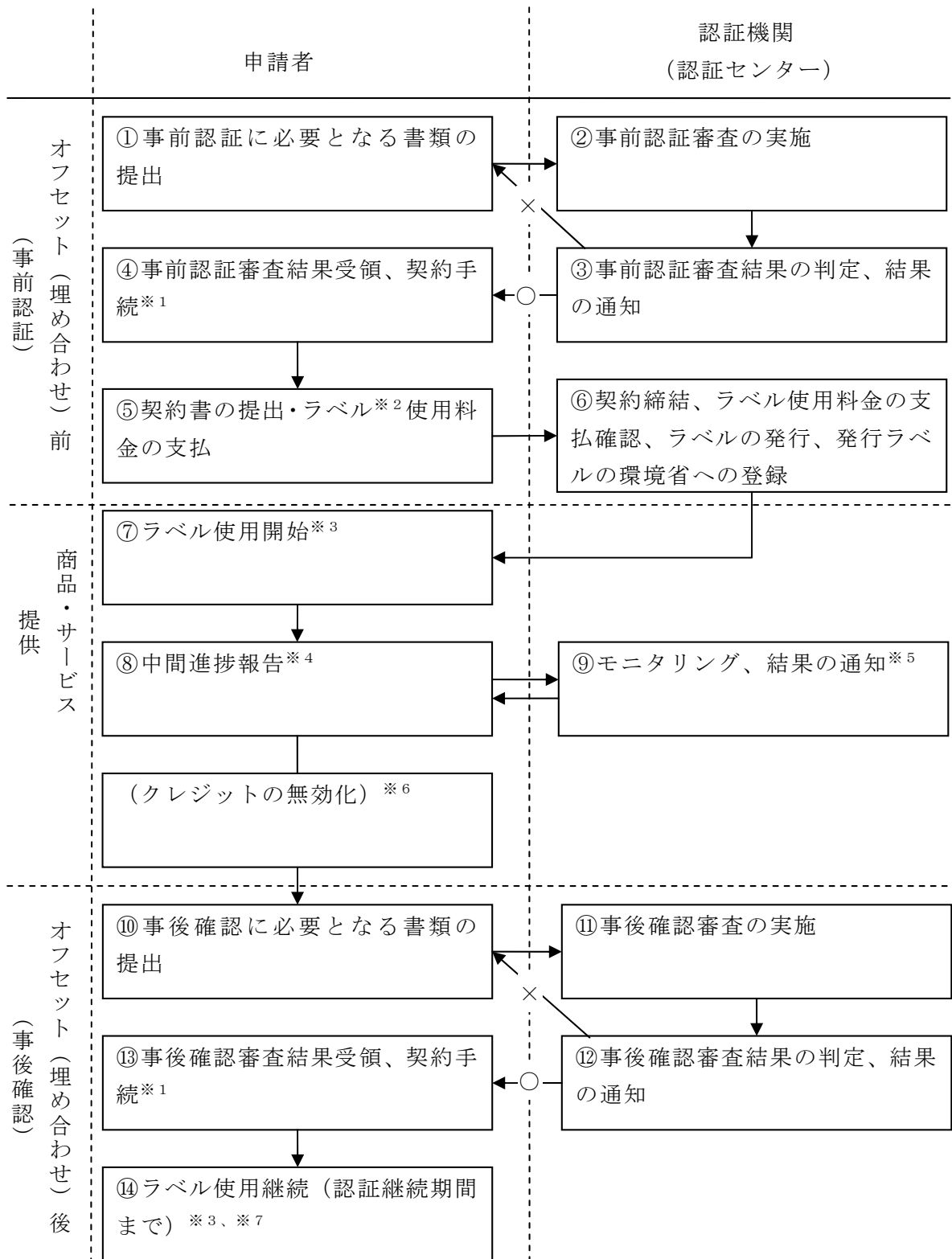


図 認証フローの概要 (「I-1 商品使用・サービス利用オフセット」、「事前認証及び事後確認を行う場合」、「継続的に販売・流通している商品の場合」)



(2) 会議・イベント開催オフセット（事後認証の場合）

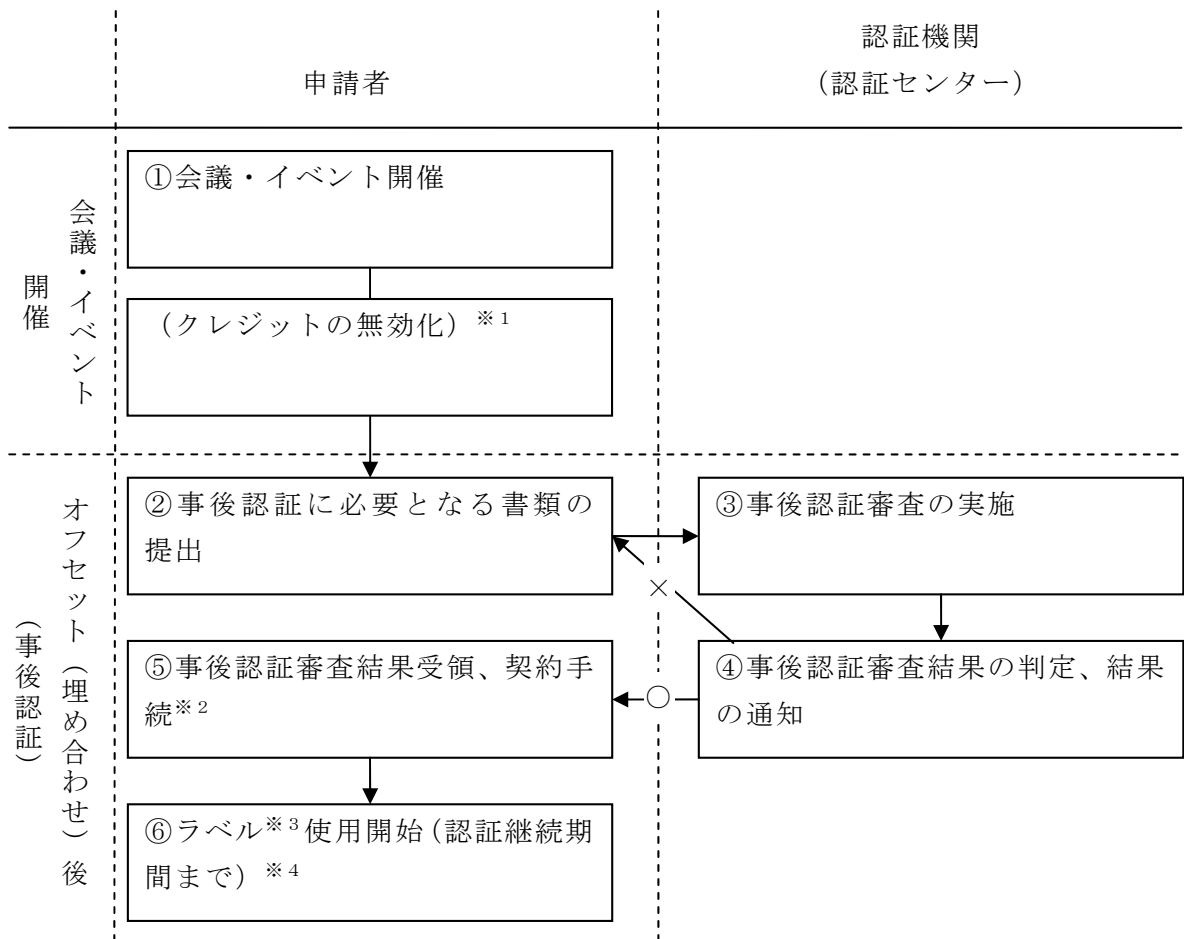
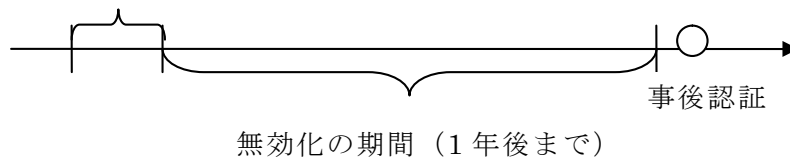


図 認証フローの概要(「I-2 会議・イベント開催オフセット」、「事後認証を行う場合」)

※<sup>1</sup> クレジットの無効化は、会議・イベント開催後1年以内実施する。

会議・イベント開催



※<sup>2</sup> 「契約」とはラベル(※<sup>3</sup>)使用に係る契約を示す。

※<sup>3</sup> 品質マーク、証書等、認証を受けたことを識別できる形で示すもの

※<sup>4</sup> 外部からの通報等によりラベル使用が不適切である可能性を把握した場合、ラベル使用状況の確認審査を実施することも想定する。